

## 平成23年度事業計画書

首都東京から排出される産業廃棄物は年間約2千4百万トンという膨大な量であり、これを適正に処理しリサイクルを推進していくうえで、産業廃棄物処理業者の果たすべき役割は極めて重要である。また、循環型社会の実現のためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が責任と役割を踏まえ、具体的な連携・協働を活性化することが望まれている。

このため、協会は、適正処理の推進を基本として活動してきたが、22年度においては、地球温暖化対策・CO<sub>2</sub>削減、法改正を含む廃棄物処理制度の見直しや東京都廃棄物審議会による「東京都廃棄物処理計画」改定の動きへの対応を図るとともに、第三者評価制度の改善検討への参画、再生砕石への石綿含有産業廃棄物混入問題への取組みなど一定の成果をあげてきた。

23年度においては、適正処理の推進を基本としつつ、改正廃棄物処理法等の施行、温暖化対策などの課題に取り組むとともに、随時発生する諸問題に臨機応変に対応する一方、賛助会員対応の改善など会員増強に努めていく。また、新法人への移行については、基本方針をかため着実に準備を進めていく。

### 1. 調査研究事業（1号事業）

廃棄物・リサイクルの分野においては、大きな社会経済状況の変化の中で、解決すべき課題は多岐にわたっている。このため、制度改正に向けた不断の活動が必要であり、適正処理の推進と循環型社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し、提案・要望を行うとともに、施策の推進に向けた情報提供等の協力を行っていく。〔公益的事業〕

あわせて、制度から技術、経営まで幅広く調査研究及び情報収集を進め、会員に対するよりの確な指針や迅速な情報の提供の強化を図っていく。〔共益事業〕

### 2. 研修事業（2号事業）

#### (1) 研修事業

産業廃棄物処理業を適正かつ円滑に推進していくためには、経営者レベル、実務者レベルなど、それぞれの職層に応じた重層的な研修を、事業者の実態に合わせ、効果的に実施していくことが極めて重要である。

経営基盤の安定、資質の向上、廃棄物処理知識の充実、リスクアセスメントなど安全対策のノウハウの普及を図り、信頼される業者育成のための協会主催研修会を実施する。また、東京都、東京商工会議所などの協力を得て、共催形式の講習会も

実施する。〔会員向けは共益事業、会員外を含めた事業は公益的事業〕

- ① 経営者を対象とする経営改善研修
- ② 従業員を対象とする実務者研修（出前講習を含む）
- ③ 会員を対象とする教養研修
- ④ 内外の処理施設等の視察研修会
- ⑤ 東京都と共催による処理業者に対する講習会
- ⑥ 東京商工会議所等と共催による排出事業者に対する研修会

## (2) 講習会事業（許可申請に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である(財)日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施する。〔その他事業〕

### ① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受け、業を的確かつ継続して行うために必要な専門的知識及び技能を取得させることを目的とする。

新規講習会	産業廃棄物収集運搬課程	6回
	特別管理産業廃棄物収集運搬課程	1回
更新講習会	産業廃棄物収集運搬課程	6回
	産業廃棄物処分課程	1回

### ② 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする者に対して、業務を適正に遂行するために必要な知識及び技能を習得させることを目的とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	17回
-----------------------	-----

## 3. 相談指導事業（3号事業）

廃棄物処理法及び関係法令の改正、行政の指導・監視の強化、廃棄物の多様化・複雑化等を背景とし、協会への問合せが多数ある。これに的確に対応するため、引続き専任相談員を中心に下記の相談指導業務を着実に実施していく。〔公益的事業〕

- ① 廃棄物の定義・区分に関すること
- ② 収集運搬、処理施設、処分先の紹介、斡旋に関すること
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)、電子マニフェストに関すること
- ④ 許可申請講習会に関すること
- ⑤ 法律問題に関すること

## 4. 普及事業（4号事業）

### (1) 普及・広報活動

適正処理の推進と循環型社会の実現に向け、処理業者、排出事業者、広く社会に向け積極的に啓発活動を行う。ポスター、手引書等一般的な広報活動による周知を行うとともに、必要な場合には、処理業者に対する適正処理の推進・確保に向けた支援・助成を行っていく。〔会員向けは共益事業、会員外向けは公益的事業〕

### (2) 協会発行図書等の有償頒布

「マニフェストシステムがよくわかる本」(社)全国産業廃棄物連合会 発行)等の有償頒布、車両表示板製作斡旋等を行う。〔その他事業〕

### (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、(社)全国産業廃棄物連合会及び建設八団体副産物対策協議会から販売を受託する。

また、(社)全国産業廃棄物連合会を挙げて取組んでいる電子マニフェストの普及について、引続き加入を促進し普及に努める。〔その他事業〕

## 5. 機関誌の発行事業（5号事業）

昭和58年4月に創刊した機関誌『とうきょうさんぱい』は、常に確実性と速報性に富んだ会員に対する基本的な情報伝達手段として、その成果を挙げてきた。

引続き会員必携の機関誌として、より親しまれ迅速的確な情報提供をするよう、一層の内容の充実を図っていく。〔共益事業〕

## 6. 環境対策事業（7号事業）

### (1) 環境活動事業

環境問題に対する関心の高まりの中で、社会的・公益的役割を積極的に果たしていくために、①さまざまな環境活動への参加、②次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動、を環境活動事業と位置付けて取組んでいく。また、公益寄付として、東京都が推進する「緑の東京募金」への拠出を行う。〔公益的事業〕

### (2) 環境対策事業

産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、行政からの要請等を踏まえつつ、協会の社会的使命として対応することが妥当であると認められた場合に、必要な対策を行う。なお、平成15年度に創設した「産業廃棄物環境対策基金」については、新法人への移行に備え、これを解消する。移行後については改めて検討を行う。〔公益的事業〕

### (3) 災害廃棄物処理活動事業

公益的役割を積極的に担っていく見地から、東京都などと連携・協力し災害廃棄物処理活動を必要に応じ行う。また、活動を適切に行えるよう体制の見直し、演習等を行っていく。〔公益的事業〕

## 7. 会員増強・交流事業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。〔共益事業〕  
具体的には、以下の事業を行う。

### (1) 顕彰・表彰事業（6号事業）

#### ① 優良従事者表彰

顕彰・表彰規定（昭和63年12月施行）により、下記を基準として、会員各社選抜のうえ協会に推薦し、協会理事会に設置する表彰候補者選定委員会に付議し、優良従事者を決定する。23年度においては予定数を15名に増員し、被表彰者は5月に開催する定時総会において表彰を行う。

〔推薦の基準〕産業廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分業務に10年以上従事し年齢40才以上の者で、業績が顕彰・表彰規定第3条に該当する者

#### ② 特別表彰

上記推薦基準にある従事年数、年齢にとらわれず、特に産業廃棄物処理に関する処理技術の開発、改善及び作業の合理化、改善等により功績があったと認められる者、並びに業界発展に著しい功績があったと認められる者について表彰を行う。

#### ③ 安全衛生表彰（仮称）

安全衛生活動の推進に寄与するため、顕彰・表彰規定を改正し、新たに表彰を行う。

### (2) 会員増強活動

会員数の維持・増加を図るための活動を積極的に展開していく。また、会員の協会への関心と貢献を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、今年度は特に賛助会員への対応を強化していく。

### (3) 会員交流事業

会員の交流・連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会等の交流事業を行う。また、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。

なお、平成26年には法人化30周年を迎えるため、記念事業の準備を進めるとともに、記念事業積立金の積立を継続する。

#### (4) 団体交流事業

協会事業の進展のため、(社)全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、排出事業者等の諸団体と、適正処理の推進と業界発展に向け活発に協力・交流を進めていく。

### 8. 管 理 運 営

23年度においては、産業廃棄物処理業界にとって厳しい状況が続き、会員数の減少は避けられないと想定される。また、マニフェストの取扱量の減少など協会財政も厳しい状況に置かれると予測される。産業廃棄物処理業界に対する社会的要請にこたえつつ、協会活動の活性化と財務体質の強化を図るために、引続き組織率の向上と経費節減に努める。

また、新法人への移行については、これまで、(社)全国産業廃棄物連合会の動向も踏まえつつ慎重に検討してきたが、産業廃棄物の適正処理の推進等を目的としつつ、会員の利益と業界の発展に基礎を置いた自由度の高い組織として活動を進めていくため、一般社団法人への移行を目指すこととする。今後、この基本方針の下、速やかに準備作業を進めていく。

### 9. 委 員 会 活 動

#### (1) 総務委員会

総務委員会は、協会活動の基本事項、他の委員会・部会に属さない事項の検討と、複数の委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な事項について検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

23年度は、「30周年記念事業検討会」のほか、制度改革に適切に対処していくため、新たに「法制度検討会」を設けるなど、当面する課題に適切に対応していく。

#### (2) 建設廃棄物委員会

経済活動の低迷が長引くなかで、建設廃棄物排出量の縮小による競争が激化している。一方で、不適正処理が後を絶たない状況である。また、リサイクル志向が高まる一方で、再生砕石に石綿含有産業廃棄物が含有されていたという問題も発生している。

東京都はこうした状況に鑑み、「第三者評価制度」を採り入れ、業界の底上げを図っている。また、解体工事業者等への適正な除去作業・分別方法の周知徹底や、再生砕石製造施設への立ち入り調査、指導を行っている。国においては、更なる排出事業者責任の強化等を目的とし、法改正が実施される。

建設廃棄物問題に対処するためには、排出事業者、処理業者、行政が三位一体となり、それぞれの持つ課題を相互に認識し、協働して取り組むことが重要となる。このため、「懇話会」活動の強力な推進、情報の的確な把握、適時・迅速な対応に努めていく。施策の一つとして、解体工事業者との情報交換の強化を図ることとする。

また、建設汚泥の再利用、「石綿含有廃棄物」「石膏ボード」の分別排出の徹底、処理の適正化の課題にも引き続き取り組んでいく。

### (3) 広 報 委 員 会

基本方針は「正確な情報を迅速に発信」を継続する。年度当初から法改正に伴う改正政省令が施行されるため、機関誌『とうきょうさんばい』については、関係情報を逐一入手し、記事として掲載していく。併せて協会ホームページへも同時に掲載できるようにしていく。

地球温暖化に関しては22年度と同様、異なった視点からの情報を提供していく。また、3R関連の情報が少ないという状況を打開するため、過去の情報の中から重要性の高いものを選択し、現状を取材し、記事として掲載していく。

引続き、広報委員会委員の充実を行い、若手の参加と執筆を促していく。また、各委員会・部会の活動について、その催しに関しては記事として掲載してきたが、舞台裏の議論については掲載した事がないため、関係者へ投稿をお願いしていく。

なお、委員会は例年通り、月1回、原則として第2水曜日に開催する。

### (4) 医 療 廃 棄 物 委 員 会

23年度の活動方針としては、22年度に実施した「多剤耐性菌について」の勉強会のように、病院などの現場で起きている問題をタイムリーにつかみ、勉強会や研修会の形で協会会員に役立つような活動をベースにし、さらにはこの業界で技術的にリードしている処理施設の見学会などを実施し、会員相互の研鑽を活発にしていく。

また、東京都(社)東京都医師会との連携を強化し、情報交換を活発に行い、協会活動に反映できるよう取り組んでいく。

### (5) 収 集 運 搬 委 員 会

災害廃棄物処理活動に関しては「災害発生時における支援・連絡体制図」をもとに作成した連絡網が速やかに流れるかを確認するためにも、実務的な演習を実施する。また「資機材等保有アンケート」を実施し、参画可能な会員企業を集計し、現在の能力を確認したうえで、東京都に報告する。

(社)全国産業廃棄物連合会作成の冊子『産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ』をテキストとして22年度に実施した講習会については、再度実施する方向で検討を行う。

法改正に伴う収集運搬業許可の合理化に関しては4月1日に施行となるため、いち早く政省令等の情報を把握し、会員に伝えていく。

委員の増員についても今後の検討課題とし、23年度もおおよそ2ヶ月毎に1回

委員会を開催し、施設見学会は年1回の実施予定とする。

#### (6) 安全衛生推進委員会

平成15年度に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規定及び解説」が作成されて以来、労働災害防止に対する廃棄物処理業界の取組みが本格化しているが、業界における労働災害(平成21年度)の度数率7.56(全産業平均1.62)、強度率0.19(全産業平均0.09)は依然高い水準にあり、廃棄物処理業界として労働安全衛生を向上させなければならない。

23年度は、協会を挙げた安全衛生活動の推進を図るため、会員向けの研修会・講習会を活発に行い、労働安全衛生に対する意識高揚を図るためにも表彰制度を導入し、会員の支援のもとに取組んでいく。

#### (7) 多摩支部

昨年の世界的な金融危機以降の長引く不況により、日本経済は依然として深刻な状況が続いている。また産業活動の低迷や、循環型社会への転換を図る社会の流れから廃棄物の発生抑制の方向へシフトし、廃棄物の排出量が減少しており、我々の業界を取り巻く環境は益々厳しい局面を迎えている。

こうした社会経済環境の中、私達は廃棄物処理法の改正や、東京都における優良品業者認定制度など、今まで以上に、より質の高い事業活動を行うことが重要になってきた。

多摩支部としては、例年通り研修会や施設見学会の実施などを通じ、会員相互の交流を図り、情報交換や情報収集の場となるよう活動を進めていく。

#### (8) 青年部

23年度は22年度に引き続き、CO<sub>2</sub>削減と教育研修に取り組んでいく。CO<sub>2</sub>については、各社における削減活動の内容を部員間で討議し、今後の取組みについての検討を行い、削減活動を推進していく。教育研修に関しては、この業界をどう生き抜けるかをテーマとして取り組んでいく。近年はハイブリッド車が主流となっているが、そもそも「hybrid」という言葉には「2つの違う力を融合させる」という意味があり、我々も「hybrid」で何か新しいものが創造できるような研修を実施していく。

また、昨年度は東京ベイ・クリーンアップ大作戦への参加を取りやめとしたが、今年度は地球や社会への貢献に重点をおいて、ボランティア活動を定着させるための模索を行い、他団体との交流も図っていく。

#### (9) 女性部

22年度は新たに企画研修・PRの2チーム制にて内容の濃い活動を行うことができた。特に、文京学院大学の中山准教授の講演会をきっかけに、大学を訪問し学生達との交流を図ると同時に、我々業界を紹介することにより、若い世代に産業廃棄物処理業界を身近に感じてもらえるようアピールすることができた。また、環境

問題勉強会として、フィリピンのごみ捨て場の街で暮らす人々のドキュメンタリー映画の上映会と監督の講演会を女性部が企画運営し、親会との連携イベントとして開催するという新しい試みも行った。

23年度についても、業界外部へ向けた新しい活動の企画を行いながら、引続き産業廃棄物処理業について学び、部員各自の業務上でのノウハウや知識の向上を図っていく。

また、関東地域協議会を通じて、各県の女性部等との交流の場を設け、より一層の親睦を深めていく。